

## 預金と時効 (ある判決)

一昨日(7日)、最高裁第一法廷で、被告銀行側勝訴とした二審・大阪高裁判決を破棄し、銀行側に支払を命じる判決が下された。ことは私達にも身近な銀行定期預金のことなので、この問題に言及してみたい。

まず、事件の経緯を簡単に書いてみる。

1. 原告は昭和61年11月、A信組に100万円、自動継続の特約の付いた定期預金を預けた(金利4.23%、期間1年)。
2. この自動継続特約は、普通の金融機関で用いられている特約と同じで、自動継続の回数は10回を限度としている。
3. その後A信組が破綻しB銀行が事業を承継、この預金契約に係る債務も承継した。
4. 平成15年6月(約16年後)、原告はB銀行に預金の払戻しを請求したが、B銀行はこの預金の払戻請求権に10年の消滅時効が完成しているとしこれを拒否した。
5. 二審の大阪高裁は、本預金の初回満期日(昭和62年11月)より払戻請求権の消滅時効が進行しており、その10年後の平成9年11月に時効が完成したとして原告の訴えを斥けた。
6. 原告は納得せず、最高裁に上告した。

そして7日、最高裁は元本100万円に利息を加えた142万円を銀行に払えと命じた訳であるが、最高裁が常識的な判断を下したことにホッとした。

自動継続という特約の付いた定期預金をしてる人はかなりいる筈である。預金者が、何故自動継続タイプの定期預金をするかと云えば、第一には銀行員から勧められるからであり、第二には書替えという面倒がなくなるからであり、第三には何時でも自由に下ろせると思っているからである。だから、銀行が主張し、大阪高裁が判断したように、初回満期時から時効が進行していてその10年後には消滅時効が完成し、預金が払い戻せなくなるなんて預金者はこれっぽっちも考えていないと思う。原告が銀行窓口で解約に行き「この預金はもう解約出来ません」等と云われたときの驚きと怒りの表情がまざまざと目に浮かぶのではないか。貴方もそう思わないだろうか。

しかし、一度は高裁で原告敗訴となったのだから銀行側の主張も一理あると考える必要がある。高裁と最高裁の判断が分かれたところはどこにあるのだろうか。

高裁は、預金者は初回満期日までに継続停止の申し出をすることにより、満期日以降払戻請求権を行使できる、預金者の一方的意思表示によって排除できる弁済期の定めは、消滅時効の進行を妨げない、だから初回満期の昭和62年11月から消滅時効は進行している、という論理の組立である。

一方最高裁は、これに対し、自動継続定期預金は、当事者双方が満期日が自動的に更新されることに意義を認めて締結する預金である、預金者が継続停止の申出をするか否かは預金者の自由に委ねられている、預金者が初回満期時に預金払戻を請求することを前提とした消滅時効の援用は預金契約の趣旨に反する、自動継続タイプにおける預金払戻請求権の消滅時効は、自動継続の扱いがなくなった満期日(本件の場合、平成9年11月)から進行し、15年6月の払戻請求時には未だ時効は完成していない、とした。極めて穏当な判断だと思う。

ここで尋ねてみたい。貴方は定期預金に時効があることを意識していただろうか。銀行が消滅時効を縦に預金の払戻しを拒否することがあることを承知して預金していただろうか。

最高裁は、自動継続タイプは10回継続後に消滅時効が進行すると判断した。通常の(自動継続タイプではない)定期預金は満期日から時効が進むと判断していることは明白である。書替えもしないで放ってある定期預金があるとしたら、もう一度チェックしてみる必要がある。

私は定期預金などしないので全く関係ないことだが、銀行が「時効」を理由に預金の払戻を拒むことがあるとは考えもしなかった。とすれば、満期前の定期預金解約請求を「期限の利益」を理由に拒否することだってあるかもしれない。そんなことを思った今回の判決だった。

(諸事情により - 最も大きな事由は発信日の前日の金曜日になると息苦しくなる - レポート発信は今後予告無く休ませていただくことが多くなります。書きたくなかった時、思い出したように発信することになると思いますが、その時は嗤ってお許し下さい)